

平成29年11月24日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成29年度美里町議会全員協議会

平成29年11月24日(金曜日)

出席議員(15名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田眞悦君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課長	伊勢聡君
教育長	佐々木賢治君
教育次長兼教育総務課長	須田政好君

議会事務局職員出席者

事務局次長兼議事調査係長	高橋美樹君
--------------	-------

議事日程

平成29年11月24日(金曜日) 午前9時30分 開会

第1開会

第 2 議長挨拶

第 3 協議事項（説明及び意見を求める事項）

教育委員会事務局職員の不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについて

第 4 その他

美里町議会議員被服等貸与規程の一部改正について

第 5 閉 会

午前9時30分 開会

議長（吉田眞悦君） おはようございます。御苦労さまでございます。

朝晩寒くなりまして、きょうも私が来るときの途中、雪の状態でありました。これから本当に本格的な冬に入るということになりますので、お互いに体調管理とか十二分に気をつけていただきたいなと思ってございます。これからまた、回数的に委員会のそれぞれの研究テーマにつきましても最終報告という部分に入ると思いますが、12月会議を控えながらよりよい取りまとめをお願いしたいなと思ってございます。

きょうの全員協議会の協議事項については1件であります。この件については、皆さん御案内のとおり、職員のことということでございますので、町長、副町長のほうから本日の会議をお願いしたいということでございますので、重ねてお願い申し上げたいということでございます。

あとこの1件終わりましたら、議会としても御相談を伺いますし、また連絡事項等もございまして。きょうは午後から大崎広域の研修会ということもございまして、スムーズに進めていきたいと思ってございますので、ご協力方よろしくお願い申し上げて挨拶といたします。大変御苦労さまでございます。

藤田議員、ちょっとおくれるということでございますので、それでは、早速協議事項に入ります。

先ほど申し上げたとおり、1件ということで、教育委員会事務局職員の不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについてということでございます。

それでは町長からまず最初をお願いします。

町長（相澤清一君） 皆さん、おはようございます。

先日の美里町定例表彰式には御出席を賜りましてありがとうございました。風邪引いていましてマスク着用、申しわけないと思っています。これからマスクしている方もいますので、風邪など十分注意していただければと思っております。

きょうは議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、教育委員会事務局職員の不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについてであります。不適正な事務処理の内容について申し上げますと、1つ目は、平成28年度職員旅費の支払いが大幅におくれたこと。2つ目は給食業務に係る2つの委託業務について契約を締結せずに業務を履行させ、かつ支払いがおくれたことであ

ります。担当職員については、平成29年11月2日付で戒告処分を行いました。また、同日付で副町長より服務規律の確保についての依命通達を発するよう命じました。

本日は、今後こうした不適正な事務処理が発生しないように再発防止に向けた取り組みについて、教育委員会から御説明申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

議長（吉田眞悦君） 総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の説明員を紹介させていただきます。

初めに、教育長、佐々木賢治でございます。

教育長（佐々木賢治君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 教育次長兼教育総務課長、須田政好でございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 以上でございます。

議長（吉田眞悦君） それでは、教育長。

教育長（佐々木賢治君） 改めておはようございます。本日はお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また、教育委員会では大変いつもお世話になっております。

きょうは大変残念なことが発生しまして、先ほど町長からお話がございましたが、職員の不始末、不適正な事務処理ということでマスコミ等にも載りましたが、そういったことがございました。教育委員会としまして、今再発防止に全力を尽くしているところでございます。そういった再発防止に向けての取り組み等につきまして、お手元に資料行っていると思いますが、須田教育次長からお話し申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） それでは、御説明申し上げます。

このような不適正な事務処理が発生しましたことは、管理職員であります私の指導監督が至らなかった結果でございました。大変申しわけありませんでした。これから深く反省し、再発しないように課内一同努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、5点ほど現在課の職員と共有しながら見直していこうという点につきまして、5点ほど御説明させていただきます。

まず1点目は、ここに書きましたように（「どういう事例」の声あり）支出事務、支払い事務につきまして、（「最初にどういう事例だか」「町長から挨拶を兼ねてあったけれども、そ

の経過等含めてもう少し詳しく事例について話ししていただいて、そして防止策という」の声あり)

失礼しました。

それでは、その事案について御説明申し上げます。

まず、1件目につきましては平成28年6月から8月までの3カ月間、町内の小中学校の業務員、調理員が自家用車で移動した場合、町規定によりまして1キロ当たり15円の交通費を支給するということになってございます。それぞれ公用車を使用する場合はよいのですが、各学校に公用車等がございませんので、それぞれ私有車を公用車がわりに使っていただくようにメールをしまして、それぞれ移動をしていただいています。それを、月単位でそれぞれの職員が管理者である学校長の決裁を経て、教育委員会教総課に請求書をそれぞれ提出してございます。それが6月から9月までの3カ月間、延べ29人でございますが、この方々の支払い請求書をそのまま保留したまま支払いをしてこなかったという内容でございます。なお、4月から5月、それから10月以降につきましては違う職員がそれぞれ担当してございました。それぞれ全て支払いを確認してございます。

この3カ月間につきまして、本人は業務多忙の中、書類をそのままファイルに挟んだまま机に積んでしまっていたということがことしの7月に発覚しまして、その旨上司である私に報告され、早急に学校を通してこの方たちにおわびをすると同時に町長、それから副町長に御報告を申し上げます。早急に29年度の予算から過年度分ではございますけれども、支払いをさせていただいたという経過でございます。

それから、もう2件につきましては学校給食事務の委託事業がございまして、これは4月から開始する事務でございまして、1つは幼稚園、なんごう幼稚園に、南郷の農家の方から購入した米を業者の方に供給して業者で炊飯業務をしていただきます。御飯を炊いていただいて、それぞれ幼稚園のクラスごとに分けた入れ物に入れていただいて届けていただくという業務をお願いしてきてございます。これが4月11日、幼稚園給食が開始した時点ではもう既に契約事務を終わらせてスタートしなければいけない業務でございましたが、この契約をせずにそのまま契約事務を放置してしまったという経過でございます。

これにつきましては、契約事務が済んでおりませんので支出事務もできず、この発覚する7月までの間この業者の方への支払いが滞ってしまったということでございます。

もう1件は、これも南郷の地域なんですけど、南郷学校給食センターの残菜、子供たちが残してきた食べ残し物を処理していただく業務でございまして、こちら4月9日でしたね、最初給

食が始まる9日の給食開始日の前までに、済みません、10日です、4月10日の給食開始日の前までに契約事務を終わらせて回収業者の方をお願いするという、手続を踏むべきでございましたが、その契約事務を行わずに業務をさせてきたという結果でございます。こちらにつきましても、7月に業者から電話が来まして、そして、本人のほうから私に連絡があり対処したという状況です。それぞれ4月の事業開始前までの日付に契約を遡及した形で契約を済ませていただき、さかのぼってそこまで支払いが滞っていたものについて早急に支払いを行ったということでございます。よろしいですか。

議長（吉田眞悦君） 今の説明の中で、私用車の関係なんだけれども、6月から8月までの3カ月、さっき9月というふうに言ったから、どっちが正解なの。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 4カ月です、6月から9月までの4カ月です、済みません。

議長（吉田眞悦君） 4カ月、9月まで。

じゃあ、この件につきましてはそこまでいいんだね、説明のほうは。（「そうです」の声あり）

今の3件にわたっての経過等の説明を受けましたが、まずこの経過等に関して何か皆さんから確認しておきたいことがあれば。

我妻議員。

8番（我妻 薫君） では、旅費の自家用車の支払い、7月にわかって29年度に支払い、ことし7月にわかって29年度の予算から支出したということなんでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） そのとおりでございます。

議長（吉田眞悦君） ことし7月に発覚した。

大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） この3つの問題については同一人物ということによろしいですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 担当したのは同一人です。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 関連してなんですけれども、同一人物とは1人が事業に当たっていたと、1人で当たっていてそうだったと。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君）　そうです。

議長（吉田眞悦君）　千葉議員。

1番（千葉一男君）　物すごく基本的なことなのでびっくりするんですけども、契約をしなかったという、契約員という1人だけなんですか。契約をしてないで仕事をする場合、ケースもありましたね。これ、今の説明で。それでは、役場の人たちが契約するときの契約者、事務処理と違いますよね、契約行為は。事務処理はその人がやっているかもしれない。判こがね、それはどういうふうに使われているんですか。

議長（吉田眞悦君）　教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君）　美里町の契約としては総務課の契約係が一括して行っているのが原則でございますが、少額の金額のものについてはそれぞれの課で担当して、担当者が担当してそれぞれの自分たちの担当しているものを契約事務を行うということになっています。

議長（吉田眞悦君）　千葉議員。

1番（千葉一男君）　ということは、もう担当者の事務処理として契約行為は実際にやっています、こういうことでよろしいんですね。（「はいそうでございます」の声あり）

議長（吉田眞悦君）　福田議員。

2番（福田淑子君）　先ほど1人が携わっていたということで、平成28年度の決算審査のときに同じようにALTの収入の財源にかかわるものについてしていなかったという事例があったんですけども、その後にもまた同じような、同時期ということにも考えられると思うんですけども、そういう事件があったにもかかわらずまた何で、多分同じ課の人かなと思うんですけども、同じことが何でこういうふうになってしまったか、物すごく残念なんですけれども、ALTの関係と同じ人ですよ。平成28年度決算審査の。

議長（吉田眞悦君）　教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君）　28年度の決算審査で御指摘受けたALTの給食費の歳入だと思っんですけども、そちらは歳入でございました。今回は歳出の手続の関係でございます。（「だから、それを担当している人は同じ人なんですかということ」「同じ人」の声あり）はい、そうです。

議長（吉田眞悦君）　福田議員。

2番（福田淑子君）　同じ平成28年度でそういうことが起きて私たち審査して、同じ人が何でこういう状況になったのか、物すごく残念ですね、がっかりですけども。その点をちゃんと

これから対策を話されると思うんですけども、そういう体制が一番物すごく残念です、本当に。

議長（吉田眞悦君） ほかに。

副議長。

15番（平吹俊雄君） それぞれの支払った金額、教えてください。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 私有の自家用車を公務に使用した際の車賃としまして、29人分で合計で1万860円です。

議長（吉田眞悦君） 1万860円、私用車でね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 米飯の加工業務につきましては、29年4月から7月分までの分としまして13万7,537円です。それから、南郷学校給食センターの残菜収集処理業務につきましては29年4月から29年8月分までの11万3,400円でございます。

議長（吉田眞悦君） よろしいですか。

副議長。

15番（平吹俊雄君） その個人の私用車はいいですけども、これ請求書なんていうものが来たと思うんですが、その辺滞っていたということですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） そのとおりでございます。

議長（吉田眞悦君） いいですか。

橋本議員。

10番（橋本四郎君） 説明書を見ながら、再発防止策、こんなの当たり前のことだと私思っていたんですけども。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、再発防止策、この後にやりますから。（「ああ、そう」の声あり）

じゃあ、今までの経過は。

山岸議員。

12番（山岸三男君） 続けて、本人の処分という町長のお話がありましたけれども、前回国民健康保険税の関係で町長から副町長、皆さん、処分対象、そういう事例があったんですけども、今回は本人だけの処分ということでよろしいんですか。何で今回本人だけなのか、その辺は教えていただけますか。

議長（吉田眞悦君） それはこっちだな、教育委員会でないな。（「教育委員会」の声あり）

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 教育委員会の中で協議されまして、なぜそのような結果が出たかということにつきましては関係者、我々も席を外しておりました。それで、ほかに上司である私が文書での嚴重注意という形で処分を受けてございます。処分を受けたのは2人でございます。（「聞き取れない、はっきり、声ちょっと高くして」の声あり）済みません。

まず、処分するのは執行機関である教育委員会の中で協議され、処分などの結果が出ました。それにつきましては、関係者である私も教育長も席を外した中で協議が行われました。その結果、処分は本人と監督職員である監督不十分というもので、書面による嚴重注意というものを教育次長兼教育総務課長の私が受けてございます。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 確認させてもらいますけれども、契約したということですから、4月から7月、4月から8月と、両方とも三、四カ月にわたって、業者から請求上がってきて支払いをせずに済ませていたということなんですけれども、本来であればもっと短い間に気づくんじゃないか。なぜ、おくれたのか。そこだけ確認したい。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 電話の催促が来ましたのは7月に1度催促が来ました。その後、8月にも催促が来ましたが、そこまでは請求書が郵便で送られてきて、そのまま担当者の書類に入った状態でした。私も、一人一人担当者の書類を確認するようになればいいんですが、私も気づかずにそのままになっていたということでございます。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） そこがちょっとポイントになってくるのですけれども、職員がついうっかりミスで見過ごしてしまった、だからそれを慌ててするならわかるんですけれども、放置していたということですよ、これを。そうすると、やはりその職員の認識がかなり希薄だったのかと思いますけれども、どうですか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 管理監督が不十分だと言われればまさにそのとおりですが、その職員の職務に対する責任と自覚ですね、やはり私から見ても欠けていたなと、それで今一生懸命そんなふうにもうやってきたんですけれども、後で防止策のときも言いますが、とにかく責任を持って仕事をするようにということで、やはり自覚と責任に欠けていたということであ

ります。

議長（吉田眞悦君） いいですか。

次に、その不適正な事務処理を再発させないための対策へ移ります。その対策について説明を。

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 先ほど、橋本議員からも御意見いただいたんですが、当たり前のことをしっかりやるということをしっかりやれば、このような不正な事務処理が発生しなかったと反省してございます。基本に戻りまして、次の5点を職員にはそれぞれ口うるさく、課内で情報を共有しながら取り組んでいるところでございますので、お話をさせていただきます。

数多くの請求書、支払い事務件数は毎日のように発生します。しかし、その日に来た請求書はその日あるいはその日ほかの業務関係でできない場合には翌日までにその支払い事務を言うならば財務システムでの電算入力でございますが、それを済ませるという習慣を必ずつけるということで、職員には徹底させています。

支払い事務がどうしてもおくれがちな職員はいます。その職員に対しては私もほかの職員以上に声をかけたりあるいはいろいろな書類等確認するようにしてございます。職員同士がお互いにおくれている事務がないかそれぞれ声をかけながら、本人としてはうっかり忘れてしまっているというのもございますので、それらも含めながら常に支払い事務については強い意識を持って、おくれることのないように行っていくということをしていきたいということで取り組んでございます。

2点目につきましては、業務委託の契約事務が少額の契約事務を結構の件数がございます。修繕であり、あるいは業務の委託だったりあるいは備品購入等の契約事務の件数が結構数がございますので、しかし当初予算に予算を措置していただいたものにつきましては4月中に契約を終わらせるということを徹底していきたいと考えてございます。それで、どうしても4月に終わらないものについては、その時期に何月に行くかというものをきちんとスケジュールにおろして、それがその時期に履行されたというのを管理職であります私のほうでしっかり確認していくということです。

それから、1点目と2点目につきましては、これまで9月を境に10月くらいになると上半期でどれぐらいの支出事務が行われているか、契約事務が済んでいるかというのを課長補佐と私とでそれぞれ確認をするようにしてきたのでございますが、9月あるいは3月という6カ月単

位ではなくて、四半期ごとに、3カ月ごとに契約事務がどのような進捗状況であるのか、支払い事務については毎月月末におくれているものがないのか。それぞれ職員に声をかけて支払い事務のおくれあるいは契約事務の未契約、このようなことを防止していきたいと考えてございます。

3点目でございますが、これもごく当たり前のことでございます。常に、書類整理をしっかりと行うということです。今回、このような事態になりましたのはファイルに挟んでいる請求書が、机の上の煩雑な書類の上に紛れ込んでしまって本人もついうっかり忘れてしまうという状況がございましたので、そのようなことのないよう、まず書類として未処理のものと処理の済んだものをしっかりと分けて、2種類の書類については常に目と気を配らせて、それをいつ終わらせるのかということを常に頭の中に入れておくといいますが、自分の業務管理の中にしっかりと入れておくということを徹底していくように、今現在指導してございます。

それから、それぞれ職員の机の上を余りにも煩雑になった場合あるいは期間が長く続く場合、確かに1日、2日の仕事の中で書類が机いっぱいに広がる場合がございます。しかし、それはそれとして、それ以外に山のように積んだものが長期間、1週間から2週間放置されているという状況を見ましたら私も職員に注意をして、徹底して整理させるように指導しているところでございます。

それから、4点目はそれぞれ1年間を通して業務が忙しいときと忙しくないときがございます。これは忙しい時期に業務がたまりまして忙しくなりますとどうしてもこのような不適正な事務処理が発生しがちになります。大切なものを忘れていたりあるいはやろうと思っていたものが忘れていたりということがございますので、業務の平準化、職員同士の助け合いといいますが、やりとりを行って時間的な余裕の中でそれぞれ業務を行っていくということをやっていかなければいけないと考えてございます。

これまで、職員それぞれの業務管理について聞き取りを行ったところ、作業スケジュールをつくっている職員とつくっていない職員がいます。まず、全員に作業スケジュールを今つくらせているところです。その作業スケジュール、1年間の作業と月間の作業、それから週間で繰り返す作業等ございますので、それらをしっかりとスケジュールのところにおろして、自分がどの時期にどれぐらいの忙しさの量が来るのか、それらをいかに前倒しをして業務の平準化を図っていくのかというところを職員に指導しながら、現在行わせているところでございます。

それから、これは最も基本で一番大切なことでございますが、まず問題の発生したとき、あるいは問題を抱えたときはすぐに上司に報告するということです。報告さえすれば、多少時期

がおくれたとしても何とか対処はできますので、常にすぐに上司に報告する。報告しやすい相談しやすい職場の雰囲気をつくっていくとごうございます。

もう1点、法令遵守に努めるということで、支払い遅延防止法とかそういった請求書を受け取ってから支払うまでの期間にきちんと法的な定めがあるというのを、これは我々事務職員として基本的なことをごうございますけれども、そういったものを職員研修等では学習していますが、うっかり忘れてることがごうございますので、常に法令遵守の学習に励む、そして法令遵守に努めるとするよう、現在職員に指導しながら職員、課内一体となってこの1カ月間、処分された後の1カ月間取り組んできたところをごうございます。

本当に基本の基本で当たり前のことをごうございますが、この当たり前のことができなかったことに大変反省してごうございます。このようなことのないように、このようなことについて教育総務課として、教育委員会として取り組んでまいりたいと考えてごうございます。以上をごうございます。

議長（吉田眞悦君） 今、今後の対策ということで説明をしていただきました。この関係につきまして何か。

山岸三男議員。

12番（山岸三男君） 対策として5項目で、私たちに説明する対策でなくて、本来であれば職員に対するこういうマニュアルというのはどういうふうに私たちに説明した5項目を職員に対してどういう形でこれを実施してやっていくのかが1つと、どうしても1人の職員が同じ業務を何年もやっているにもかかわらずこういうミスだったり忘れてたりということが、庁内で何件か事例として発生していますよね。それで、私思うのは職員の1人に対する負担が大きいのかなという感じもするんですけども、人事管理のことも含めまして、最低でも1つの仕事を2人でチェックできるようなシステムみたいなものが必要じゃないかと思うんですけども、どのように対応されているのか。その辺。

議長（吉田眞悦君） 今2点出たけれども。

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） まず、1点目の職員に対する周知ですが、課内会議を開いて、皆業務を行っています、5時過ぎに職員を集めていますが、集めてこのような、これまでもいろいろな注意事項等を紙におろして職員に私、そしてこのようになるということを一斉にまず話をします。職員の方々もそれでやろうということが始まるんですけども、やはりどうしても注意した後も長期にわたって継続する職員とそうでない職員がごうございますので、私はそのそうでない職員に対しては日ごろ声をかけながら、怒るのではなくて指導するようにしっ

かりと努めています。

それから、もう1点。（「職員側のチェック、集中してるのではないか」）職員のチェック体制といいますが、1つの仕事を2人で行うというのが一番望ましいのですが、なかなかほかの職員もそれぞれ業務を持っておりまして1人の仕事を2人体制というのはなかなかできません。しかし、係長であったり、課長補佐であったりあるいは課長もそうですが、上司の者は必ず部下の者の決裁が来ますので決裁の段階できちんと確認をします。それから、今回は決裁来る以前の話でございましたので、当初予算等見て先ほど9月には一応チェックはするんですが、9月でなくてももう少し期間を短くして、契約事務に関しては3カ月単位ぐらいで四半期ごとに契約事務は終わっているか、当初予算がしっかりと執行されているか、それらをもう少し期間を短くしてチェックしていきたいと考えています。

支払い事務については、今までずっと見ていますとどうしてもおくれがちな職員とおくれがちでない職員がいます。しっかりと期日に支払う職員に関してはそれほど口うるさく言わなくてもいいんですが、そうでない職員に関しては口うるさく、支払い残っていないかとかおくれしているものないかということ、毎日言うのもあれですので、時々1週間に1回なり何かの折に私から声をかけて、残っているのはないかというのを確認してございます。

議長（吉田眞悦君） この職員が特別業務量が多いということではないのかということ聞きかかった。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 業務量については、それぞれ1人の職員に集中しているということはありません。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 特に、こういうふうには起こらないように、つまり事務分掌の適正化ということで、私たち年度当初あるいは随時あるいは朝の打ち合わせでやっておりますが、年齢とかあるいは職員の遂行能力によって個人差がどうしてもあります。それで、次長あるいは補佐等と相談をしながら、途中で適正化を図るための見直し、その分補佐にしわ寄せが行ったりするときもあります。そういうふうにして、毎朝打ち合わせをしながら確認して業務を遂行しております。

今回の事案の件につきましても、特に昨年度から給食の公会計化が導入されまして、かなりの事務量です。それについても個人負担、かなり大きくある時期あるんですが、封筒詰めしますね、各家庭に送るとか、そのときも全職員というかできるとか応援体制をつくってやっております。であればこういうことないんじゃないかと言われれば、それに対して適切な回答でき

ませんけれども、そういった体制でやっております。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 対応策として今説明ありましたけれども、それを徹底してきちんとやっていただければ再発防止につながると思います。

ただ、もう一つ指導してほしいのは業者さんというのは毎月毎月売り上げがないと商売継続できません。そのことを職員さん、もう少し理解してください。職員さんは毎月給料もらって自分の生活は非常に安定しています。業者さんというのは売り上げで生活している。そういう業者の立場というのを職員さんもう少し理解してもらわないと、こういう事例が平気で発生することになるんですよ。町とか支払いというか金がなくて支払いがないんじゃないじゃなくて業務の怠慢だったりミスだったりで支払いが滞って、業者にとってはとんでもない話であって、業者に迷惑かけるなんてとんでもない話。

それでなくても、町民から収納の滞納、滞納って町は収納対策班つくって納税してくださいって一生懸命やっている。その立場の町が、業者に支払いを滞るってとんでもない話なのね。その辺も含めて指導していただきたいと。お願いいたします。（「その通りだ」「その通り」の声あり）

議長（吉田眞悦君） そういう意見ですよということだね。

大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） この再発防止策が決して教育委員会だけのものではないと感じるところでございますけれども、まずその1点目の中に支払い事務がおくれがちになる職員というふうに出てきております。さらには、3番目の書類の整理整頓が不十分である職員がいる。この職員が勤務して何年になるかわかりませんが、先ほど福田議員からも出たように、決算でも出てきている。最初からその配置というんですか、職員の配置そのものが最初から問題となっているのではないかと。これがその年度もまたがっておることですし、それが課長がその書類見るだけじゃなくて、教育長も言ったように適正な職員を適正な配置という部分が一番問題なんだと感じますね。お一人でたくさんの課題を出してくれる人だから。それをそのまま配置しておくことが大変に、振り出しがそこにあるんじゃないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 職員配置。

教育長。

教育長（佐々木賢治君） 決してやる気がないとかそういう職員ではありません。一生懸命や

っている、前向きにやっているにもかかわらずこういう失敗をしてしまった。教育委員会は長いです、結構。ただ、やはり今思うに給食の公会計化、あの業務が結構大きな。その辺についてやはり今、個人の能力も私の知らない部分であるいはあるかもしれませんが、その辺適正な配置、職員、仕事の量が云々ということは決して余り、言うてはいけないことでありますし、言いたくはないんですが、その部分、いろんな関係機関、他の課との人的な配置になろうかと思えますけれども、今後十分留意して次長と相談しながら進めていかななくてはいけないのかなと思っております。済みません。

議長（吉田眞悦君） 難しいところです。いいですか。

大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） ですから、例えば一生懸命やっている職員だということを決して否定するわけでもなんでもございませんが、こういった金銭授受契約に絡む仕事に関してはもしかしたら得意ではないんだろうとを感じるわけですね。やはり長く教育委員会の中にもおられるようですし、当然そういった業務も課内にあったんだろうと思うので、それはやはりどういったらいいんですかね、課長なりが適正に、そんなところに配置するような努力というのは、まず問題発生を起こさないことが大事なんだと思いますね。さっきも言ったように、何項目にもわたるようなことを出しているということ、周りは応援しようたって応援のしようもないんでないかと、実際感じる場所なんですけれども、その辺が、だから私は振り出しだと思うんですね。再発防止策を幾ら立てようとも、まずそこから入っていかなければだめなんじゃないかと感じます。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） まず、職員の配置とか業務の量とか業務の難易度という問題ではないと私は思っています。

まず、行っていくことは支払い事務1つではなく全ての業務に関する業務管理をしっかりとやることだと思います。そしてさらにプラス書類のきちんとした整理を行っていく。その2つでかなり能力的に低かったものですから、現在は自分の仕事、業務管理をしっかりとすること、それから書類をきちんとしていくということを徹底してこの数カ月間取り組んでいるところでございます。それによって、かなり改善といたしますが、私もつきっきりで見えていますけれども、かなり改善されてきていて、きちんとしたというか、このような不適正な事務処理をしないための仕事を現在行っていると思います。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） この方が問題を起こしたことについて、管理者側としての責任はないわけですか。（「さっき言った」の声あり）前に、国民健康保険の問題があったときは町民生活課の課長を含めて処分受けたでしょう。そのとき、それだけでおかしくないか監督責任と言ったら町長まで処分を受けた。今回の場合にはそういうふうに管理者側としての責任は全くないということですか。

議長（吉田眞悦君） ちょっと、先ほどの山岸議員と同じことですがけれども、もう一度聞こえるようにきちっと。

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 処分をするのは任命権者であります教育委員会が行います。それで、教育委員会が処分を下した結果につきましては本人が戒告処分、上司である監督職員の教育次長兼教育総務課長が文書による厳重注意という処分を受けてございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 職員がというお話を聞いているんでないんです。責任として、こういう職員に対する監督責任はおたくらにないんですかと聞いている。そのことなんです。処分なんというのはわかるんです。問題は、処分の責任の問題が本人にある該当者だけれども管理者側には全く無責任なので責任がなくて、職員だけにしっかりとしたんですということなのかと聞いているんです。それならこういうの結果受けてどうしたの、じゃあ。住民会議なり、町長だったら自分で自分のこと処分したでしょう。（「教育長の処分ないのかという」「教育委員会としての何かでしょ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） （聴取不能） られるのはこういうことだ。私が9月議会でも言った職員の倫理というのをしっかりとしてくれと言ったら、町長は、新入者の職員を含めても十分やっています。総務課長は常に、定期的に。倫理問題については条例つくと町民まで影響するなんて、これはわからないよ。そんな話で条例つけれないと言った。倫理規定はあるよ、倫理内容は。条例化しないだけで。そのとき、こういう答弁をしながらこういうものになっていくことは、総務課長の言っていることが事実でないということだ。

千葉君に聞いていないんだから、余計なこと言うな。（「余計なこと言ってないですよ、1人でやっているんでないから」の声あり）余計なこと、お前に聞いているんでない、この千葉。

（「何も言ってないよ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、（「余計なこと言うなって言ったんだ」「言ってない」の声

あり) 2人で直接やりとりしてだめ。

10番(橋本四郎君) だから俺それを聞いているんだ。それが徹底できなかった理由は何なのか。俺には徹底しているという話にしか聞こえない。

議長(吉田眞悦君) 副町長。

副町長(佐々木 守君) 処分、処分って言いますけれども、処分には懲戒処分というのと懲戒に当たらない処分がありますね。(「そんなことは、何ぼもらっているかわかっているって、そんなことは」「橋本議員」の声あり)ですから、さっき言った嚴重注意だって処分のうちなんですよ。そこもわかっているんですか。(「聞いてないんだ」の声あり)

処分というのは、懲戒処分というのは地方公務員法、町の条例によって4つに分かれています。懲戒、減給、停職、免職、それ以外に処分というのはこの懲戒処分に当たらないで例えば嚴重注意、訓告、こういうものも処分というか、それになるわけですよ。ですから、そこは先ほど教育次長が文書による嚴重注意ということです。それがもし、またそういった事態が出れば当然それは職務上のことでございますから、懲戒処分に当たる場合も今後は出てくる可能性も今後はありますよということです。

議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

10番(橋本四郎君) 行政注意というのを知っている。論点は、この職員が監督が十分できなかったとすれば、何で総務課長なんか言っているように十分職員に対しての倫理の内容を教えてください。それは26年8月につくった倫理条例、倫理問題、これが徹底していないからどうなんだと質問したときに答えていた。その答えたのがおかしいんだ。だから、十分でなかったら十分でなかったことをどうするかということが出てくるのが当たり前でしょう、対策だから。それを何かというと、これ出てきた。これは課長なり上役のほうが、上司のほうが監督する。あるいは職員が注意した。それだけなのか。担当者が。(「それだけでないよ、その処分というのはその時点での処分なんです」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 副町長。

副町長(佐々木 守君) 処分というのはその時点での処分なんです。(「時点での処分」の声あり)その時点での処分なんです。何も起こさない人に対して処分するはずないでしょう。言っているでしょう。(「処分のこと言っているんでないの」「橋本議員、まず聞きなさい」の声あり)処分というのは、なしたことについて、不適正な事務処理が始まって事務処理上の違法行為なりあるいは不当な行為をやったことについては処分対象になるわけです。それが懲戒処分です。

それによって、その時点によって処分はどんどんどのようになるかというのは判断しますが、その後同一の職員がまた同じようなことやった場合は、同じ処分になりませんよ。それは重くなるんですね。当たり前です。注意を促す、処分をするものが目的じゃないんです。それをもって、処分をしたことによって今まで自分がやったことについてきちんと反省をしていただき、自分自身としてもこのような不適正な事務処理をしたことについてきちんと反省をし、自分のこれからの公務員としての仕事、やっていくということについて自分自身も反省していただかなければならない一つの機会だし、ましてや組織的にもそれが本当に一職員だけの問題なのかと、組織上何か問題があれば当然組織上として再発防止のための対策なりそういったものやって、本人と組織という車の両輪ですから、これでお互いやっていかなくてない。

ということで、処分は処分として課さなければならない。組織としては組織としての対策を立ててきちんとやっていかなければならないということで、それ以外あるとすれば、よく私はそれ以外には思い当たらないんですけれども。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 私が言うのは、問題はそういうことを十分してから26年につくったコンプライアンス、これ条例化しなくとも十分職員には徹底してますと言いながら起きた原因は何かって聞いている。そう話していたでしょう。これ、私裁判でも言わなくちゃいけないことだから聞いているんだ。（「そんなこと言うなら話ししない」の声あり）処分の形状のことなんて言っていない。（「ここで裁判どうのこうのではない」の声あり）何で答えさせないのか。

議長（吉田眞悦君） 待ってなさい、だから。ガイドラインつくっても、橋本議員が言うには効果が薄いんでないかということを行っているわけだから。その点についてだけ。

教育次長。

静かにしてね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 職員のコンプライアンスを町総務課から示され、それぞれ研修を受けてコンプライアンスに努めてきました。それが職員全員に徹底されずこのような不適正な事務処理になりましたことは、管理者であります私の行き届かないところだと反省してございます。これから、全職員がそのコンプライアンス、当然守るということでこのような不適正な事務処理が起きないように進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 最後ね。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 1項から5項までの項目がありますよね、対策。これは、こういう形で

今までしてこなかったという認識でいいんですね。してこないから今後こうするという意味。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 全くしてこないということはございません。さらに、こういったことを確認しながら強化して取り組んでいきたいということでございます。

10番（橋本四郎君） そういういいかげんなことだから、やってきたのになぜ起きたんですかとなる。やってきたのが不十分だから起きたのであれば、不十分さを補えばいいのであって、ここにそう書いてあるでしょう。不十分だったからこれを今回十分にやるということなんですよ、違うの。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） そのとおりでございます。今まで不十分でございましたので、これから徹底して行っていきたいと思えます。（「不十分でしょう」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 再発防止策は教育委員会だけのものじゃないですよ。

1番の支払い事務がおくれがちな職員に対しては、もともここに載せること自体私はどうかかなと思う。かえて載せることによってこういう職員が必ずいるんだなということを防止対策の中にわざわざ明記する必要が私はないと思えます。これ、意見ね。

今回の事案に対して、本人に対してきちんとお話ししていると思うんです。その辺の職員の受けとめ方というのかな。何回も言うようですけれども、本人、28年度の決算のときにけろっとしていたのね。どれだけ自覚を持っているかなというのが物すごく疑問です。その辺に対して職員、再度きちんと話をされて本人の自覚を持ったのか。その辺を。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） お話しします。7月に発覚以降、それぞれ学校あるいは事業者を回っておわびをしながら8月で大体処理を、1件につきましては9月になったんですが、それらは全部処理やった後本人からは当然始末書の提出と、先ほど副町長からお話がありましたように、再発防止を図るための処分でございますので、とりあえず教育委員会からは9月19日だったと思えますが、別件で臨時会を開きました。そのときに、概要について説明をし、そしてこのような形で再発防止に向けた対策をとっているというお話をしました。

最初に、課長が再発防止策をつくってこのとおりやれというやり方ではだめですので、まず本人になぜこのようになったのか、このようにならないためにどうしたらいいのかということ再発防止のための対策を文書で書面に書いて出させました。何度か上がってききましたが、そ

の中でよい指摘もあれば、また抜けている部分もございますので、それを何回も繰り返して、一つ一つ実践させて一つ一つ実践した後、これならば大丈夫だということで改めて10月30日の定例会で教育委員会に報告をして、そして処分に至ったという経過でございます。

この2カ月間本人には指導といいますか、徹底という、指導に徹して行ってきましたので、本人もこのようなことがないための対策を自分なりに考えて書面におろして、上司である私に出して話をしながら一つ一つ、先ほどお話ししましたけれども、一番業務管理と文書の整理と、この基本的なものをまず2つとも徹底して本人はやらなくていけないという自覚を持ってそちらに取り組んでいくところでございます。

議長（吉田眞悦君） 自覚をしているということでもいいですね。

千葉議員。

1番（千葉一男君） この問題は、大事な問題なんですけれども、次長が業務管理の徹底という言葉は何回か使っています。基本的には管理ですね。私はこう思います。やはり、起こした人も周りの人も大変心を痛める問題だと思いますので、管理の徹底は5Sです、まず。次に見える化、標準化、標準化というのは文書にきなさい。だから、組織の中の引き継ぎも含めてこういうものも徹底して精度を高めていただきたいと、私は思います。

したがって、今回のこういう経験をした方にはこれを対策立てるのにどういう表でいくか、作業工程をどうしたらいいかを本人につくらせるということも含めてやはり組織内も標準化、見える化の徹底、週に1回は机の上をゼロにする、こういうことでできることを徹底してやっていただきたいと思います。以上です。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 申しわけないですけれども、私常々感じるんですけれども、団体の職員だったり大企業だったり人数の多いところになると、必ず今千葉議員が言ったように、事務的な負担がふえて安全性を保つ、そういう部分で対処しようとする対策としてそんなふうにしてチェック機能をふやすことによって問題が発生しないようにする方向に、現在世間ではなっていると思います。

ただし、昔のいいところ、やはり部署ごとだったりそういうところでお互いに意思疎通をもっと図って足りない部分をフォローするのが上司の役目だと、管理職の役目だと思うんですけれども、そういうところをきちっと把握する上司がいる場合は、十分フォローしてそういう問題を出す前に指摘して改善できると思うんです。

というのは、私千葉議員の言っていることも賛成なんですけれども、反対するのはそういう

フィルターをかければかけるほど、一部の部分で発生した問題で全体、役場全体に負担がふえると思うんですね。例えば、判こ1個ふやしなさいだったり、1人の上司が見る職員をもう1人見る上司をふやしたって、どうしてもきりがありませんよ。だから、その辺をもっと部署内できちんと話し合って、みんなでお互いに意識を持った上でそこで現況を会話をするというか、そのような部分をきちっとつくってその上でそういう部分、そういう職員必ず出るわけですから、フォローする体制をつくってやっていていただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 先ほどの千葉議員さんと柳田議員さんのおっしゃるとおりでして、私たちも業務を進めていくには当然スケジュールを確認しています。そのスケジュールというのがスケジュールのためのスケジュールでなくて、きちりと実行して何月何日までは完成させるということでの、いわゆる千葉議員が挙げたような見える化とか、そういったものは当然スケジュール管理上での年度の初め、あるいは年度の中途でもお互いに出して確認している。

それから、これで全て終わるかということ、柳田議員もおっしゃったように、やはり声がけなんですよね。メールでお互いにやればいいんじゃないじゃなくてやはり昔から言われているように、コミュニケーション、声がけですね。業務について予定どおり何月に終わっているけれども、今月これで終わりだよ、本当に進んでいますか、そうですね、それが職員と上司の関係だけでなく同じ係同士、同じ職員同士でも毎週朝のミーティングはやっていますけれども、それはそれであってやはり日々の業務の管理の仕方なんかはお互い声がけをしながらやっていくというこの2つで回していかなきゃならないのかなと。どちらが欠けてもやはり業務はうまくいかないのではないかと思いますので、業務のお互いにスケジュールの確認を強く言うことと、お互いに自分だけがよければいいということではございませんので、声がけをしながら進めていかなければと思っております。以上です。

議長（吉田眞悦君） よろしいですか。

それでは、本日の町長からの協議事項ということにつきましては以上ということにさせていただきます。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

皆さん、休憩いたします。再開は10時40分。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

次に、きょうの次第にその他ということでもありますけれども、美里町議会議員被服等貸与規程の一部改正ということで、この点につきましては、ことしの新年度予算29年度予算のときにも若干お話ししておりますけれども、今度改選期、4年に1度の改選期の年であります。2月4日まで今の我々の任期、5日からは新しい議員さん方の任期に入ることになります。

今、作業着、あとは帽子、そしてヘルメットと議場用スリッパということで、皆様方にそれぞれ被服等ということでお貸ししております。それを今の作業着につきましても3通りの服で皆さん貸与しているんですね。

それで、今回、来期からということですが、一番古い方々はもう12年着用しているということでもありますし、そしてまたおととしか、皆様に協議していただいて、非常時の大規模災害のときに議会でも対策本部を設置しますということでその要綱をつくって、議員の行動マニュアルというところで明記をしました。そういう対策本部を設置するという大災害がないことにこしたことはないんですけども、万が一そうしたことがまた何かの関係でいろんな災害があるわけですから、来た場合とかよその自治体に応援とかそれとも視察とかということに着ることもあると思われますので、まず服装については今度統一した1つの服装にすると。作業着を来年新しくする。そして明確に美里町議会だよというのがわかるように、今は何もありませんね。そのように、誰が見ても議会だよということがわかるようにしていくべきだろうということが一つです。

ヘルメットにつきましては、今皆さんに配付していますけれども、あれは防災管財課からの借用なんです。皆さんわかっていると思いますけれども。来期からはやはり議会でそれぞれの議員さんに持っていただくということでヘルメットも16個、このような形できちっとそれぞれ持っていただくということにしていきたい。もう1点が職員の皆さん着ているのを見ているかと思いますが、防災ベストというのかな、夏場なんかよく。それらにつきましても議会もそれぞれ用意をしておきたいということで、新年度予算のときにはそれらを加味した予算編成して皆様に御可決いただいているということでございますので、新たに予算編成をすとかどうのこうのじゃなくて、それについてはもうとってありますので、そういう形で進めていきたいと考えています。

議場用スリッパ、今履いている方と履いていない方とありますけれども、スリッパについてはやはり必要はないんでないかと、今後。今まではそういう形でやってきたんですけども、今持っている部分について今後も議員を継続される方は使用しても構いませんけれども、改め

て買ってどうのこうのということにはもうよろしいのではないかというふうに考えておりますので、議場用スリッパについては今後はなしと。その分というわけではないんですが、防災ベスト等購入して、訓練とか万が一何か大きな災害があったときにはとにかく常に着用しなくてはならないということにしておきたいと考えておりますので、それでの今後の規程の改正ということの御相談であります。どうですか。

山岸議員。

12番（山岸三男君） スリッパに関してですけれども、今回、今までは全員議員に貸与という形で皆さん配付されて、次年度改選後からはスリッパは最初から用意しないということになると履く人と履かない人というだけども、議場に対して今議長言ったように規程や規約でそれをある程度定めることをするんですか。

議長（吉田眞悦君） 基本的には貸与しないということは、ふだんのこちらにいるときはいいでしょうけれども、基本的にはそうなれば議場の中においてはスリッパでない対応ということが基本になるかと思えます。ただ、それは明記していくかと言われると、文章化ということではない、議場の中でのどうのこうのというのは。ただ、服装的には当然必要だけれども、バッジを着けなければ議場に入れませんかとか、それなりの服装で対応してくださいとか当然あるわけですから。

12番（山岸三男君） それはいいんです。問題なのは、例えば議場に長靴で入ってくるとか、その辺の見きわめは本人の良識に任せるしかないかと思うだけども、例えば水虫が大変でとても靴履いてられないという人が、例えば靴下のままでいるとか、例えば別の、すごくだらしないスリッパありますよね、今。あれ最近の、軽くて。ああいうの履いて議場歩くとか、そういうことも含めて、申し合わせ事項でもいいから少しは規程の中にみだらなサンダルとか、本人の良識に任せるしかないと思うけれども、どうなのかなと思うんです。スリッパもなくなるし。

議長（吉田眞悦君） 議員さんとして、そこまで定めなければ常識が保てないというんではそれは逆に恥ずかしいということになるかと思えます。今までどおり、服装については当然議場における服装ということは、それぞれ皆位置づけられて認識されていると思いますので。ただ、今言われたように足に支障を来して靴を履けませんよということについては、当然これは議長に申し出てもらえれば、今でも教育委員長さんはつえを必ずついて、だから普通はあれはだめなんです。だけれども、教育委員長さんはきちんと私のところに申し入れをして毎回。ただ、あと今の長靴だっても状況に応じてそういうこともあるかもしれません。だから、そうい

うときにはきちっと申し出てもらえればそれなりに、だめだよということでは相ならんと思いますので。

ほかに。

柳田議員。

4番(柳田政喜君) 今の流れ、確認したかったんですけども、スリッパ関係ですけれども、さっきの議長の話だと私スリッパではだめだという話に聞こえてしまったんですけども、スリッパで入ることが可であると。

議長(吉田眞悦君) 今まで、皆さん全員に貸与していたからスリッパということで対応してきたけれども、結局今度は貸与しませんよ、スリッパはありませんよということですから、議場には特別な事情がない限り、今も皆さんほとんど革靴履いているけれども、そういう格好でお願いしたいと、そうすべきでないかということです。(「わかりました」の声あり)ただ、一般的な、こっちに来て作業するときとか、そういうときにはまたそういうふうにする、とにかく議場での対応はそうすべきだろうと思います。あとは。

なければ、そういうような形で今後は、新しい議会構成になってからは作業着の上下と防災ベスト、帽子とヘルメットということにさせていただきたいと思います。

年度内の期限がなくなってきていますので、防災ベストにつきましてはフリーサイズなんです。マジックテープというのかな。それで調整できるので、防災ベストについては先立ち購入をして、新任期から対応できるようにしたいなと考えています。ただ、作業服の上下とか帽子とかにつきましては議員さん、新しく議員になられた方のサイズをはからなければそれは用意できないので、その件につきましては新しい議員さんが来てから採寸をして対処していきたい。年度内にということ考えております。

背中の方にですね。背中になろうかと思えますけれども、はっきりと美里町議会と誰が見てもわかるように、ヘルメットもですけれども、そのように表示をきちっと大きくやっていきたいなと考えています。

もう1点は、今12年になりますよという議員さん方については本当に厚い、ごわごわというところあれだけでも、本当に冬用みたいな感じなので、やはりもう少し薄手でオールシーズン対応できるようなものにしたほうがいいのかと思っていますので、そういう形で進めていきたいなと思います。色につきましては、皆さんから逆に聞いておきたいんです。来期のあれですけれども、参考までに皆さんの、全員入れかわりするわけではないのでと思いますので、今の色の系統でいいのか。

12番（山岸三男君） 私が言いたいのは国の総理大臣、国交省の大臣だとか現場に行きますよね。そうすると、日本国だとか何とか国交省とか、あのデザインをまず参考にしてほしいと思う。そして、名前とかデザインを誰がつくるの。全部つくる前に、議長さんこういうデザインでつくりたいなと言ってほしい。

議長（吉田眞悦君） 申しわけないですけども、予算というのがあるので。

12番（山岸三男君） 予算の範囲内であればいい。ただ、デザインに関しては一遍つくれば黙って4年間着ななきゃいけないですよ、議員は。議長さんの考えもある。我々消防団も、ほかの町だとか、ほかに行ったときに非常にださかったり、何だいと思うようなことあるんです。そこまで感性を考えてつくってほしいということ、よろしくお願いします。

議長（吉田眞悦君） 要望として。

あと、きょう決めてほしいのが防災ベストなんだ。カタログ。防災ベストだけ発注する関係上、皆さんにぐるっと渡しますので、色を、防災ベストだよ、防災ベスト。（「防災ベストだって管財課と統一しないでいいの」「いいの、いいの」「逆に同じ色だと何だや」の声あり）まず色だけをここで決めてほしいのさ、正直。（「職員は緑でしたね」「職員、黄緑か何か、赤い」「職員と違う色でお任せします」「6色」「平均年齢60を超えているんだ、みんな赤にしたら」「若い人たちは何色だ」「お任せします」の声あり）お任せでいいの。じゃあ、正副議長で検討させていただきます。それでよろしいですね。

7番（大橋昭太郎君） 委員長、帽子に関して昔の兵隊みたいな帽子はあれですから。（「キャップ、キャップ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 静粛に。帽子については今皆さんに配付されているのと違う、今一般的に言い方はわからないけれども（「野球帽みたいの」の声あり）そういうのにしていきたいと思っていますから。（「戦闘帽って言うの」「消防団」の声あり）よろしいですね。帽子の形を変えようと思っていますので。そのように予算の範囲内で今後調整していきたいと思います。

規程につきましては、新任期からということで30年2月5日施行ということにさせていただきますので、条例じゃないので全協で決めればそれでいいということになりますから、よろしく願いいたします。

次。まだ連絡事項あります。

事務局次長兼議事調査係長（高橋美樹君） では、続いて連絡確認事項の11月会議です。11月30日午後1時からの開議となります。報告1件、議案5件、条例が3件、補正予算が2件です。行政報告があるかもしれないということでしたが、これはなくなりました。議案送付は27日曜

日に議案送付されます。27の午後1時半から議会運営委員会。当日、小委員会も15時から予定されております。今後の会議の予定なんですが、12月1日の金曜日、午後1時半から特別委員会を予定したいと考えております。

議長(吉田眞悦君) 運営小委員会開いてですけれども、そういう予定で今進んでいるという。事務局次長兼議事調査係長(高橋美樹君) そうです。運営小委員会後に開催通知を出したいと考えております。内容は、第2分科会の報告、議会報告会の取りまとめ、議会報告会の検証と次年度への提案、特別委員会の最終報告という内容になります。12月1日午後1時半から予定のほうだけお願いいたします。

続きましては、議会の忘年会の出欠の最終確認、現段階でもし御都合が悪くなった方については事務局にお話ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長(吉田眞悦君) 前にも1回賛否とりましたけれども、改めて12月会議終了後に議会としての恒例の忘年会、1泊で泊まりです。これにつきまして14日の夜ということになります。松島の大観荘です。都合悪い人、参加できないという人。お二人ね。会費につきましては、議積の中のこの前も言っていますけれども、最後の調整をして不足分をいただくという形にしますので、よろしく申し上げます。

次。

事務局次長兼議事調査係長(高橋美樹君) みやぎ手帳の販売が今開始されておりますので、欲しい方は企画財政課でお求めになってください。

9月会議の会議録の署名を本日お願いしたいと思っておりますので、この全員協議会の後に署名よろしくお願いいたします。

連絡は以上になります。(「29日は、29日会議ある」の声あり)

29日は総務。

議長(吉田眞悦君) 皆さんから何かございますか。

4番(柳田政喜君) みやぎ手帳の件なんですけれども、今まで私と誰か何人かお願いしたと思うんですけど、その人も直接ですね。(「会計課で」の声あり)

1番(千葉一男君) 企画財政課、俺でもわかる。

議長(吉田眞悦君) 企画財政課と会計課だそうです。企画財政課と会計課で売っているそうですので御用命の方は直接お買い求めください。

いいですね。

事務局次長兼議事調査係長(高橋美樹君) きょう、大崎広域の交流会を欠席する方の参加費

の返金がありますので、高橋君のところでは受け取っていただきたいと思います。交流会に出ない方。

議長（吉田眞悦君） 議員研修会が終わってからの交流会、参加できないのは4人だけか、その分の4人の方、それ以外はもうだめですから。その方はお受け取りくださいということですね。

なければ、以上で。

副議長。

15番（平吹俊雄君） 議長もお話ししたとおり、木枯らし、10メートルから11メートルだそうですね。冬に入るということで、まさにこれから寒くなるころでございます。議長から今後の準備の説明がありました。議会も我々も仕事はまだありますので、体調には十二分に加味して、万全な対策をしていただきたいと思います。

大変御苦労様でございました。

議長（吉田眞悦君） 御苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月24日

美里町議会議長